

伊予市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

令和 8 年 1 月 13 日

伊予市告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和 7 年 12 月 16 日付けこ成環第 769 号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、本市のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、本市によって贈与される手当(以下「本手当」という。)をいう。
- (2) 支給対象者 本市の住民基本台帳に登載された者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 令和 7 年 9 月分(令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分とする。以下同じ。)の児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。)による児童手当の受給者。(ただし、令和 7 年 9 月 30 日(以下「基準日」という。)の翌日以降に当該受給者が離婚(離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。以下「離婚等」という。)した場合には、本市が第 4 条に規定する申入れを行う時点で元配偶者が本市で児童手当の受給者となっているものを除く。)

イ 基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(法第 4 条第 1 項に規定する父母等をいう。)で新生児に対する児童手当の受給認定申請をした者、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親(以下「里親等」という。)又は新生児が入所若しくは入院をしてい

る障害児入所施設等（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者。

ウ 基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった者。

(3) 一般支給対象者 前号アに掲げる支給対象者のうち、法第 17 条第 1 項に規定する公務員を除いた者をいう。

(4) 公務員支給対象者 第 2 号アに掲げる支給対象者のうち、法第 17 条第 1 項に規定する公務員をいう。

(5) 出生児童支給対象者 第 2 号イに掲げる支給対象者をいう。

(6) 離婚等支給対象者 第 2 号ウに掲げる支給対象者をいう。

(7) 対象児童 次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 令和 7 年 9 月分の児童手当の支給対象児童

イ 基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までの間に出生した児童

2 前項の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、支給対象者に対して本手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>①（受給者等死亡の場合） 基準日の翌日以後、支給決定前までの間に支給対象者が死亡した場合（この第2項の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>②（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日の翌日以後、支給決定前までの間に、対象児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを本市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>③（家庭内暴力事案の場合） 基準日の翌日以後、支給決定前までの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して本手当を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

(本手当の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、本手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する本手当の金額は、対象児童1人につき20,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市長は、一般支給対象者に対し、本手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、様式第1号により本手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和8年2月27日までに前項の届出がないときは、本市と各一般支給対象者との間に民法(明治29年法律第89号)第549条に基づく贈与契約が成立したのものとして速やかに支給を決定し一般支給対象者に対し、本手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する本市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、本手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 本市が把握する児童手当給付の方式 本市が把握する児童手当給付方法に準じて支給する方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を様式第2号により届け出、本市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに様式第2号により口座振込ができない理由を記載して届け出、本市が庁内の指定金融機関窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する本手当に係る本市の申請期限は、令和8年5月15日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する本手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に本手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、令和8年5月15日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する本手当については、当該者が支給対象児童に係る本手当の申請を行う時点で、基準日時点の児童手当受給者(以下「基準日時点受給者」という。)が、本手当に相当する額(以下「手当相当額」という。)の金銭等を本手当の目的のために費消しておらず、かつ、基準日時点受給者に対して手当相当額の支払を請求するも応じられない旨又は基準日時点受給者の所在及び連絡先等が不明で手当相当額の請求ができない旨を、当該者が市長に報告し、市長が本手当の支給を認めた者に限り、本手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、令和8年4月15日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る支給の申入れ等)

第9条 前3条にかかわらず、公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)のうち、次の各号に掲げる者については、第4条及び第5条に準じて支給するものとする。

(1) 公務員支給対象者のうち、本市が雇用する職員

(2) 出生児童支給対象者のうち、令和8年2月16日時点で法による児童手当の受給者であるもの

(3) 離婚等支給対象者のうち、当該対象者と元配偶者のいずれもが本市に在住している場合において、本市が第4条に規定する申入れを行う時点で児童手当の受給者となっているもの

(公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式)

第10条 公務員支給対象者等のうち、前条各号に該当しない者は、様式第3号(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び本市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が

困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式。ただし、郵送された申請書を本市が受け取ったことを確認できる方法以外で送付された場合の郵送中の申請書の紛失等について、本市は一切関知しない。
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口に出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が市内の指定金融機関窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第 1 項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第 11 条 代理により前条第 1 項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、公務員支給対象者等に対し、本手当を支給する。

(本手当の支給等に関する周知)

第 13 条 市長は、本手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 14 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第 6 条から第 8 条の申請期限までに第 10 条第 1 項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が本手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 4 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に本手当として支給を行う手続

を行ったにもかかわらず、令和 8 年 4 月 15 日までに指定口座への振込が口座の解約、変更等によりできない場合は、第 4 条第 3 項に掲げる贈与契約は解除される。

- 3 市長が第 12 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 15 条 市長は、本手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本手当の支給を受けた者に対し、支給を行った本手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 16 条 本手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 17 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。